

## シェアキッチン利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、野々市市観光物産協会（以下「当協会」という）が整備したシェアキッチン（以下「当施設」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (設置の目的)

第2条 当施設は、食品製造販売や飲食店の開業を志す者及びこれらに関心のある者が利用することにより、市内の創業マインドを高め、ヒト・モノ・情報が交流するにぎわいを創出することを目的とする。

### (施設の名称及び位置)

第3条 当協会が設置する当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 1の1シェアキッチン
- (2) 位置 野々市市本町二丁目1番21号 1の1NONOICHI

### (施設の管理及び運営)

第4条 当協会は、当協会が指定する事業者に当施設の管理及び運営を行わせることができる。

### (利用の制限)

第5条 次の各号に該当する場合は当施設の利用を承認しないことができる。

- (1) 利用の目的が当施設の設置の目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 当施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (6) その他利用させることが適当でないと認められるとき。

### (利用の申込み)

第6条 当施設を利用しようとする者は、シェアキッチン利用申込書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて当協会に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類（運転免許証の写し等）
- (2) シェアキッチン利用に関する誓約書

2 当施設の利用の申込みを行った者（以下「申込者」という）は、本規約の全てに同意したものとみなす。

3 当協会は、当施設の利用を許可したときは、シェアキッチン利用許可書（別記様式第2号）を申込者に交付するものとする。

### (権利の譲渡等の禁止)

第7条 当施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可に伴う権利を第三者に転貸又は譲渡してはならない。

### (当施設における設備等)

第8条 利用者は当協会が定める時間の範囲内で、次の各号に掲げる設備等を利用する

ことができる。

- (1) 別表1に定める厨房機器、調理器具及び食器類
- (2) 水道設備
- (3) 空調設備

(当施設の利用)

第9条 利用者は、当施設を、当施設において自ら製造した食品を提供、販売する目的に限り、善良なる管理者の注意義務をもって利用するものとする。

- 2 利用者は、当施設を原状のまま利用するものとし、造作の設置、工事等は行ってはならない。
- 3 利用者による当施設の利用は、第8条に定める設備等（以下「設備等」という）の利用及び共有スペースの共同利用に限り、占有権、建物の賃借権、その他一切の権利を付与するものではないことを、あらかじめ合意するものとする。

(利用時間)

第10条 当施設の利用時間は午前8時30分から午後4時までとする。この場合において、利用時間には、利用のための準備及び利用後の原状回復に要する時間全てを含むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当協会が特に必要があると認めたときは、利用者は、当協会が認める時間内において当施設を利用することができる。

(休業日)

第11条 当施設の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 祝日を除く月曜日
  - (2) 年末年始
- 2 前項の規定にかかわらず、当協会が特に必要があると認めたときは、臨時に休業し、又は休業日に営業することができる。

(利用責任者)

第12条 利用者は、当施設の利用に係る規律を保持するため、あらかじめ利用責任者を定めなければならない。

(利用料金)

第13条 利用者は、別表2に定める利用料金に税を加算した金額を、利用開始日までに支払うものとする。なお、支払いに必要な手数料は利用者の負担とする。

- 2 前項に定める利用料金が利用開始日までに支払われない場合は、利用者は当施設を利用することができない。
- 3 利用料金は、本件建物の賃料の変動、物価、公租公課、その他の経済情勢の変動等に

より、これを改定することができるものとする。

- 4 既に支払われた利用料金は返還しない。但し、当協会が特別な理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(禁止事項)

第14条 利用者は、次の各号に定める行為をしてならない。利用者は、以下のいずれかに該当する行為を行い、当協会、他の利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、その損害の全額を賠償しなければならない。

- (1) 第8条に定める目的以外の利用をすること
- (2) 危険物、ペット、他人の迷惑となる物品を持ち込むこと
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為をすること
- (4) 当施設内の喫煙、騒音、その他当施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為
- (5) 他の利用者の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害する行為
- (6) 本規約に同意することにより利用者に生ずる権利義務に関する一切の処分行為
- (7) その他本規約に反する一切の行為
- (8) その他当協会が合理的に判断して不当と判断する行為

(調査権)

第15条 当協会は、利用者の利用状況について確認、調査できる権利を有し、必要がある場合はいつでも利用者の利用区画に立ち入ることができる。

(利用許可の取り消し)

第16条 当協会は、利用者が次の各号に該当する場合は、理由の如何に関わらず利用者による当施設の利用を中止し、又は利用許可を取り消すことができる。この場合には利用者に対して発生した損害に対し当協会は一切責を負わない。また、既に支払われた利用料金は返金しない。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき
  - (2) 本規約に反する行為があった場合
  - (3) 提出書類に虚偽があった場合
  - (4) 当協会や他の利用者、第三者に損害を与える恐れがあると判断した場合
- 2 前項各号の何れかに該当する違反により当協会が被った損害に係る損害請求は妨げない。

(原状回復)

第17条 利用者は、当施設の利用を終了したときは原状に回復して当協会に引き渡すものとする。

- 2 当協会は、当施設の利用終了後に残置された設備、動産その他の物件については、利用者はその所有権を放棄したものとみなし処分することができる。
- 3 当協会は、前項に定める処分に要した費用は利用者に全額請求するものとする。

(利用報告書)

第18条 利用者は、当施設の利用を終了したときは、速やかにシェアキッチン利用状況報告書（別記様式第3号）を提出するものとする。

(当施設及び設備等の供用の休止)

第19条 当協会は、次の各号に該当する場合はやむを得ず当施設及び設備等の全部又は一部の供用を休止する。この場合には、既に支払われた利用料金に限り、その全部又は一部を返還することができるものとし、その他の利用者に対して発生した損害に対し当協会は一切責を負わない。

- (1) 設備等の不具合により、利用することができないと判断した場合
- (2) 設備等の保守、点検、修理が行われる場合
- (3) 火災、停電、天変地異等の事故により当施設及び設備等の利用ができなくなった場合
- (4) その他、当施設及び設備等の供用を休止せざるを得ない場合

(設備等の変更、廃止)

第20条 当協会は、設備等の内容を利用者への事前の通知無くして変更や廃止できることとし、利用者はあらかじめこれに同意する。それに伴い、利用者に不利益が生じたとしても当協会は一切責を負わない。

(損害賠償義務)

第21条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由によって当施設の設備等に損傷し、又は亡失した時は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(食中毒等の発生)

第22条 利用者は当施設において発生した食中毒及びその他事故については、当協会と協力し、円滑な処理に努めるとともに、その際に発生する一切の費用について負担するものとする。

(免責事項)

第23条 当協会は、次の各号に掲げる内容については一切の責を負わない。

- (1) 利用者間、または利用者と第三者との間で生じたトラブル
- (2) 当施設内での盗難・紛失

(その他)

第24条 本規約の解釈に疑義が生じ、又は本規約に定めのない事由が生じたときは、当協会及び利用者は協議の上解決するものとする。

(管轄の合意)

第25条 本規約、本契約その他の当協会が定める事項について当協会と利用者との間に訴訟が生じたときは、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別表 1 (第 8 条関係)

No.	名称	数量	備考
1	ペティナイフ	2	150mm
2	三徳包丁	2	170mm
3	パン切り包丁	2	小 385mm
4	セラミックロールシャープナー	2	
5	セーフティリーフトング	4	240mm
6	セーフティリーフトング	4	180mm
7	ステンガンジー缶切	2	
8	カーブピーラー	2	
9	シェイプライン足付ストレーナー	2	18 c m
10	キッチンはさみ	2	ブラック
11	ベジタブルスライサー	2	
12	ワンピースターナー	2	
13	シリコーン菜箸	4	ブラウン
14	マジックしゃもじ	2	24 c m
15	コルク鍋敷	4	Φ19 c m
16	抗菌まな板	4	
17	まな板スタンド	2	
18	丸型ザル	2	22 c m
19	ボール	4	21 c m
20	丸型ザル	2	25 c m
21	ボール	4	24 c m
22	計量スプーン	2	4本組
23	スリムスケール	2	2 k g
24	計量カップ	2	600m l

25	計量カップ	2	200 c c
26	ワンピースレードル	2	中
27	シリコンモノクリーナー	2	
28	スーパー泡立	2	
29	木製調理ヘラ	2	小
30	オーブンミット	2	ブラック 中
31	電子レンジ	1	
32	炊飯ジャー	1	1 升
33	オーブントースター	1	
34	IH フライパン	2	20 c m
35	IH フライパン	2	26 c m
36	ガラス蓋	2	20 c m用
37	ガラス蓋	2	26 c m用
38	ユキヒラパン	2	18 c m
39	特深鍋	2	25 c m
40	パスタポット	2	22 c m
41	スタックボール	10	17 c m ブラック
42	スタックボール	12	17 c m ホワイト
43	皿	20	14 c m
44	皿	20	10 c m
45	皿	20	19 c m
46	皿	10	22 c m
47	汁椀	20	摺り漆
48	オーバルプラター	2	44 c m
49	角バット	30	アイボリー 15 枚取
50	カッティングボード	4	L

51	角皿	20	12 c m スクエアホワイト
52	飯椀	20	12 c m 白
53	ガラスボール	20	
54	ケーキ角皿	4	
55	角プラター	4	白
56	長角トレイ	24	大
57	紙ホルダー	2	
58	折りたたみステップ	1	
59	スポンジたわしポケット	2	
60	スプレードル	2	
61	冷凍冷蔵庫	2	
62	卓上ミキサー	2	
63	テーブル型冷蔵庫	2	
64	電磁調理器	4	
65	一槽シンク	2	
66	造作棚	2	
67	販売用カウンター	2	
68	真空包装機	1	
69	片トンボラック	1	
70	電気ベーカリーオーブン	1	
71	涼厨ガス高速オーブン	1	

(注)数量については2区画分とする

別表 2 (第13条関係)

(税抜き)

利用時間	利用料金
午前 8 時30分から午後 4 時まで	1 区画5,000円

野々市市観光物産協会

2019 年 3 月 31 日制定